

答 申 情 第 4 7 号

平成 2 7 年 7 月 1 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 7 年 1 月 1 9 日付け都建審第 2 3 3 1 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定建築物の建築計画に係る図面の不存在による非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 7 6 号)

(別紙)

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年12月19日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下の公文書の公開を請求した。（以下「本件請求」という。）

請求内容

特定建築物について平成9年特定日に実施された埋蔵文化財包蔵地としての埋蔵文化財包蔵地内の届出書に添付された当該建築物の建築計画に係る配置図等の図面一式

- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書について、不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年1月5日付けで、その旨及び本件処分の理由を次のとおり異議申立人に通知した。

「建築審査課において請求に係る公文書を取得していないため。」

- (3) 異議申立人は、同年1月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

建築基準法に基づく確認審査においては、建築基準法以外の法令であっても、その制度の趣旨及び目的が建築基準法の趣旨及び目的と異なる場合においては、これらの法令の適合性についても審査を行うこととするよう、当時の建設省通知（昭和61年3月28日付建設省住宅局建築指導課長通知）により示されているが、埋蔵文化財包蔵地内の届出（文化財保護法第93条）は審査の対象とされていない。また、建築確認申請に必要な図書には、埋蔵文

化財包蔵地内の届出書は含まれていない。

このため、埋蔵文化財包蔵地内の届出書は実施機関に提出されておらず、実施機関は当該文書を取得していない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び審査会での口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 建築主が、建築計画に係る建築基準法以外の法令の適合性について、建築審査課の窓口配布用紙である「確認申請事前調査報告書」には、建築確認申請の事前に行うべき事項が54項目掲げられている。その項目の一つが、文化財保護法第93条に規定する埋蔵文化財包蔵地内の届出である。

建築主は、文化財保護法第93条による届出の審査の適合乃至調査及び指導の完了したことを「確認申請事前調査報告書」に押印を受け、「建築計画概要書」等の根拠資料を添付して、実施機関に対する建築計画申請を行い、当該申請が受理される手順である。

(2) 異議申立人は、本件請求を行う以前に、実施機関から、他の京都市特定優良賃貸住宅（以下「請求外建築物」という。）の「建築計画概要書」を入手した。

当該建築計画概要書は、当該建物が埋蔵文化財包蔵地であるため、試掘調査が完了したことを実施機関に対して、「確認申請事前調査報告書」に添付して提出されたものであると推認する。

(3) 同一の建築主である京都市住宅供給公社から文化財保護課に提出された特定建築物の「建築計画概要書」が、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査及び指導が完了したことを「確認申請事前調査報告書」に記載押印され、それに根拠資料として添付された「建築計画概要書」が、現在建築審査課に保存中であることが推認される。

(4) よって、実施機関は本件請求に係る公文書を保有している。

(5) 特定建築物は、建築基準法施行令第126条の6、第126条の7及び第128条の規定に違反する建築物であり、かつ、特定建築物の建築計画は、建築基準法令及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の規定に違反するものである。本件請求に係る公文書を、京都市情報公開条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当する情報として公開を求める。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、特定建築物について平成9年特定日に実施された埋蔵文化財包蔵地の試掘調査の埋蔵文化財包蔵地内の届出書に添付された当該団地の建築計画に係る配置図等の図面一式である。

異議申立人は、意見書において、本件請求に係る公文書は、具体的には特定建築物の「建築計画概要書」としてしている。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は、建築基準法に基づく確認審査においては、埋蔵文化財包蔵地内の届出は審査の対象とされておらず、また、建築確認申請に必要な図書には、埋蔵文化財包蔵地内の届出書は含まれていないため、埋蔵文化財包蔵地内の届出書及び添付書類については実施機関に提出されておらず、したがって、本件請求に係る公文書を取得していない旨主張する。

イ 異議申立人は、「確認申請事前調査報告書」の項目の一つが、文化財保護法第93条に規定する埋蔵文化財包蔵地内の届出であるため、建築主が同条による届出の審査等の手続が完了したことを「確認申請事前調査報告書」に押印を受け、「建築計画概要書」等の根拠資料を添付して実施機関に対し建築確認申請を行う手順であり、実施機関が請求外建築物の建築計画概要書を保有していたのは、当該手順によるものと推認され、特定建築物でも実施機関は同様の報告を受けており、したがって、本件請求に係る公文書（建築計画概要書）を保有していることが推認されると主張する。

ウ 当審査会が、「確認申請事前調査報告書」の取扱いについて実施機関に尋ねたところ、次のような説明があった。

建築確認申請を受け付ける際、確認申請事前調査報告書を基に様々な関係法令の許可(届出)の要・不要を建築主に調査することを求めている。具体的には、建築主に、関係各部署から、当該報告書の許可(届出)の要・不要欄にレ点を記入してチェックしてもらい、許可(届出)の要の場合は、関係部署押印欄に担当課（本件請求で言えば文化財保護課）の確認印をもらい、その上で建築確認申請書に当該報告書を添付してもらうという形をとっている。

そして、建築確認に当たっては、関係法令の許可の法適合性については、当該確認印により間接的に確認しているのみで、埋蔵文化財包蔵地内の届出書は建築審査課に提出されておらず、異議申立人の言うような、「建築計画概要書等の根拠資料」の提出を求めているわけではない。

エ 確認申請事前調査報告書の様式を確認したところ、同報告書には「上記の建築（築

造)計画については、表1及び表2のとおり調査しましたので、報告します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。」と記載したうえで、各種法令の許可等の要、不要等のチェック欄(表1及び表2)及び関係部署の押印欄が設けられている。この確認申請事前調査報告書の様式を見る限り、他の部署の許認可の際に当該他の部署に提出した書類を添付すべきものとは考えられず、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上から、実施機関の「埋蔵文化財包蔵地内の届出書は実施機関に提出されておらず、当該文書を取得していない」との主張に不合理な点があるとは言えない。

(3) その他

異議申立人は特定建築物に建築基準法施行令等に違反があるため条例第7条第2号ただし書の規定により本件請求に係る公文書を公開するよう求める旨主張するが、本件異議申立ての争点は公文書の存否であり、非公開情報に該当するかどうかではないため、その主張を検討する必要はない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年	1月19日	諮問
	2月18日	実施機関からの理由説明書の提出
	3月18日	異議申立人からの意見書の提出
	5月11日	実施機関の職員の理由説明(平成27年度第2回会議)
	6月15日	異議申立人の口頭意見陳述(平成27年度第3回会議)
	7月13日	審議(平成27年度第4回会議)

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会(部会長 佐伯 彰洋)